

令和 8 年 度

第 1 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 8 年 4 月 27 日（月）

上越市市民プラザ 2 階 第二会議室

令和 8 年度 第 1 回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和 8 年 4 月 27 日 (月) 午後 2 時 35 分
会 場 上越市市民プラザ 2 階 第二会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11 名)

1 番 長井	3 番 竹原	7 番 滝沢
8 番 小山	11 番 笠原	12 番 長瀬
17 番 高波	18 番 田鹿	19 番 中嶋
21 番 大島		

(2) 農地利用最適化推進委員 (14 名)

(安塚区)	和栗		
(浦川原区)	藤村	井部	
(大島区)	高橋		
(牧 区)	米川	中川	秋山
(柿崎区)	佐藤	小林	
(大潟区)	細谷		
(頸城区)	伊巻	上原	
(吉川区)	常山	石野	

2 欠席委員

(1) 農業委員… 10 番 五十嵐

(2) 農地利用最適化推進委員… (安塚区) 松苗 (大島区) 小山
(柿崎区) 平野 (三和区) 高橋
(三和区) 福原

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主 任	岩崎
浦川原区駐在室	主 任	中部
大島区駐在室	主 任	上田
牧区駐在室	主 任	橋立
柿崎区駐在室	次 長	片岡
	副主幹	新保
大潟区駐在室	主 任	太田
頸城区駐在室	副主幹	金子
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1)議事録署名委員の氏名

12 番 長瀬 17 番 高波

(2)審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

柿崎区 駐在室長	【１．開会】 午後２時 35 分 それでは、これより令和 8 年度第 1 回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【２．部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【３．資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員 10 名、欠席委員 1 名であり、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数 19 名の内、出席推進委員 14 名、欠席推進員 5 名です。
議 長	【４．議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 12 番 長瀬 委員、17 番 高波 委員を指名いたします。
	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 (8 番 小山 委員) 省略
議 長	【６．議事】 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」番号 2103 番と 2104 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明いたします。 議案書は 1 頁、2103 番と 2104 番をご覧ください。

	2 件とも、譲渡人の労力不足のため、譲受人である近隣の農業者に貸付するものです。 申請農地については、いずれも水稻を作付ける予定です。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 なお、農地法改正により、下限面積要件が廃止されています。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めますが、本日、当委員は欠席ですので事務局から説明願います。
安塚区 駐在室	確認いただいた松苗委員から、調査書及び現地を確認し、問題ないとの報告を受けておりますことを報告いたします。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 2113 番から 2121 番の 9 件を上程します。 なお、番号 2113 番については、高波委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、高波委員は一時退席をお願いいたします。 （高波委員退席）
議 長	それでは、高波委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、高波委員に関連する案件をご説明いたします。 議案書は、2 頁をご覧ください。

議 長 議 長 議 長 議 長 安塚区 駐在室	番号 2113 番は「地域計画内」の案件であります。議案の対象農地につきましては、4 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり） 特に質問等がないようですので、高波委員に関連する利用権設定 1 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手） 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 （高波委員復席） 続きまして、高波委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。 <議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 高波委員関連以外の利用権設定 8 件をご説明いたします。 最初に「地域計画内」であります。議案書の 2 頁、2114 番から 3 頁、2118 番の 5 件をご覧ください。 議案書の対象農地につきましては、4 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画外」であります。5 頁、2119 番から 2121 番の 3 件をご覧ください。 議案書の対象農地につきましては、6 頁の対象農用地等リスト」に記載のとおりです。
--	---

	こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《浦川原区駐在室の議案》 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号2518番から番号2519番の2件を上程します。 番号2518番は、田鹿委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、田鹿委員は一時退席をお願いいたします。 （田鹿委員退席）
議 長	それでは、田鹿委員に関連する案件について、事務局の説明をお願いします。
浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案書は、1頁をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、2頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、田鹿委員に関連する利用権設定1件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 (田鹿委員復席)
議 長	続きまして、田鹿委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	田鹿委員関連以外の利用権設定 1 件を説明いたします。 1 頁の番号 2519 番をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、2 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《大島区駐在室の議案》 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長	<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 2905 番から 2906 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 1 頁、2905 番から 2906 番の 2 件をご覧ください。 2905 番は、経営基盤促進法の期間満了に伴う再設定です。 2906 番は、譲受人が購入した住宅に隣接する農地を売買により取得し、家庭菜園として利用するものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
滝沢委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
高橋委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 2930 番から 2947 番の 18 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」説明いたします。2 頁、2930 番から 5 頁、2947 番の 18 件をご覧ください。

	議案の対象農地につきましては、6 頁から 8 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
長瀬委員	2 頁、2930 番の 10 アールあたりに端数が出ているが、割り返したのか。
大島区 駐在室	双方の話し合いにより、端数が出たものです。
長瀬委員	了解した。
議 長	他にありませんか。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について> 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、地域計画内の番号 2901 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、説明いたします。9 頁、2901 番をご覧ください。 効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、現在の耕作者から新たな耕作者に利用権を移転するものです。 議案の対象農地につきましては、10 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

	「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《牧区駐在室の議案》 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 3308 番から 3310 番の 3 件を報告します。事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。議案書は 1 頁、番号 3308 番から 3310 番の 3 件をご覧ください。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕です。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜議案第 1 号 農地法 3 条許可申請について＞ 議案第 1 号「農地法 3 条許可申請について」、番号 3302 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。

牧 区 駐在室	こちらは、農地法第 3 条許可申請による所有権移転です。 議案書は 2 頁、番号 3302 番をご覧ください。 譲渡人が、遠方に居住し、耕作が出来ないため、規模拡大の意向を持つ譲受人に、貸借するものです。 譲受人の状況につきましては、「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認を行った委員の説明を求めます。
米川委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 <議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、番号 3312 番から番号 3316 番の 5 件を上程します。事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権設定です。 議案書は 3 頁から 4 頁、番号 3312 番から番号 3316 番の 5 件をご覧ください。 今回の対象農地につきましては、5 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《柿崎区駐在室の議案》 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 3713 番から 3714 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。 それでは 1 頁、3713 番と 3714 番の 2 件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 合意による解約であり、返還後の利用計画は、2 件とも中間管理機構への貸付が予定されています。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 3705 番と 3706 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明いたします。 議案書は 2 頁、3705 番と 3706 番をご覧ください。

	2 件とも、譲渡人が遠方在住により耕作困難なため、譲受人に相談したところ合意に至ったことから、売買及び贈与により所有権移転するものです。 申請農地については、いずれも畑として利用予定です。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
長井委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 3820 番から 3835 番の 16 件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	それでは、まず「地域計画内」であります、議案書の 3 頁 3820 番から 6 頁、3834 番の 15 件をご覧ください。 議案書の対象農地につきましては、7 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画外」であります、8 頁、3835 番をご覧ください。 議案書の対象農地につきましては、9 頁の対象農用地等リスト」に記載のとおり

	です。 こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ではありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、 市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《大潟区駐在室の議案》 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について＞ 報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」説明いたします。 1 頁、番号 4602 番をご覧ください。 4602 番は、大潟区地内の農地で、譲受人の一般住宅用地とするために転用するものです。 本件の農地は、市街化区域内の第一種低層住居専用地域にあり、周辺に影響を及ぼすものではありません。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 4606 番と 4607 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	それでは、まず「区域内」であります。2 頁、4606 番をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、3 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「区域外」であります。4 頁、4607 番をご覧ください。議案の地番につきましては、5 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらの「区域外」の用悪水路につきましては、目標地図に搭載されていない農振青地区域内であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

議 長	《頸城区駐在室の議案》 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」 番 号 5313 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号は農業委員会の許可を要しない農地賃貸借契約の解約通知に関する報告 です。1 頁、番号 5313 番は合意による解約で、返還後は備考の通り他者へ貸付され ます。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま す。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理につ いて＞ 報告第 2 号は「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理につ いて」、番号 5301 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	報告第 2 号は市街化区域内の農地について、転用に伴い権利を取得する場合の届出 受理に関する報告です。2 頁、番号 5301 番 1 件を受理しました。 転用目的は、一般個人住宅建設です。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま す。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。 ＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞

議 長	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 5380 番から番号 5391 番の 12 件を上程します。 最初に大島委員に関連する案件、番号 5386 を議題とします。議事参与の制限により、大島委員は一時退席をお願いします。 (大島委員退席)
議 長 頸城区 駐在室	それでは、大島委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。 議案第 1 号は「農業委員会の許可を要する農地の権利移動の申請についてです」4 頁、番号 5386 をご覧ください。経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法による契約に移行するものです。 譲受人の状況につきましては、「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。 (大島委員復席)
議 長 頸城区 駐在室	それでは、大島委員に関連する以外の案件について、事務局の説明を求めます。 3 頁、番号 5380 番から、5 頁、番号 5391 番をご覧ください。 全 11 件のうち、経営基盤強化促進法に基づく契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものが 10 件、解約または解約後の貸付に関するものが 1 件です。 譲受人の状況につきましては、「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。なお、番号 5380 の譲受人「新開発事業株式会社」は、農地所有適格法人ではありませんが、解除条件付きの契約書が付されていることから、許可要件を満たすものです。 以上です。

議 長	確認を行った委員の説明を求めます。
小山委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
頸城区 駐在室	<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について> 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号5309番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。 議案第2号は農業委員会の許可が必要な、農地の転用のための権利移動の申請についてです。 6頁、番号5392番をご覧ください。 頸城区手島地内の農地を「資材置場」として利用するものです。 7頁に位置図、8頁に土地利用計画図を併せてご覧ください。 受人は、事業拡張のため、既存の施設では不足する状況となったことから、事務所近くの申請農地を賃借し、資材置場として利用するものです。 農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地に該当することから第2種農地であると判断いたしました。 転用に当たり、雨水排水は側溝へ排水および地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

議 長	(賛成の委員は挙手) 賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長 頸城区 駐在室	<議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について> 議案第 3 号 「農用地利用集積等促進計画案 (一括契約) に対する意見について」、所有権移転の番号 5395 の 1 件、利用権設定、地域計画内の番号 5393 番から 5394 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます 議案第 3 号は、出し手から機構への農地中間管理権設定と、機構から受け手への賃借権設定を、一括して同一の促進計画にて行う案についての意見照会です。 なお、この意見照会は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」により、中間管理機構である新潟県農林公社から「計画案の提出等の協力」と称して、上越市が農用地利用集積等促進計画案の作成・提出を求められており、上越市が農業委員会に対し意見照会することが必要であると認めることから行われるものです。 計画案の内容は地域計画内での所有権移転 1 件と利用権設定 2 件です。 9 頁、番号 5395 の所有権移転をご覧ください。 計画案は、農地等の利用の最適化の推進に寄与するとともに、新潟県が計画を認可するにあたり、受人が備えるべき各要件を満たしていると判断いたしました。 次に、利用権設定です。10 頁、番号 5393 番から 5394 番の 2 件をご覧ください。 計画案の農地は、11 頁に記載のとおりです。 こちらの計画案も、農地等の利用の最適化の推進に寄与するとともに、新潟県が計画を認可するにあたり、受人が備えるべき各要件を満たしていると判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 <議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案 (利用権移転) に対する意見について>

議 長	議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、地域計画内の番号 5395 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 4 号は中間管理権が設定されている農地について、受け手を変更する促進計画案に対する意見照会です。 議案書は 12 頁、番号 5395 番をご覧ください。 この計画案は、現耕作者が労力不足となったことから、新たな耕作者に利用権を移転し、継続して効率的な農地の集約化を行うものです。 議案の対象農地につきましては、23 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 意見照会の根拠は、議案第 3 号と同様です。 この計画案について、農地等の利用の最適化の推進に寄与するとともに、新潟県が計画を認可するにあたり、受人が備えるべき各要件を満たしていると判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《吉川区駐在室の議案》 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 6220 番から 6222 番の 3 件を報告します。事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。 それでは 1 頁、6220 番から 6222 番の 3 件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。6220 番と 6221 番は農地中間管理機構を介した貸付けであり、現耕作者へ売却するために解約するものです。6222 番は土地所有の財産整理のため別の農業者へ売却するものです

	なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 6215 番と 6216 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	それでは 2 頁、6215 番と 6216 番の 2 件をご覧ください。所有権移転の許可 2 件です。いずれも譲渡人の財産整理のため売却するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
石野委員	番号 6215 番と 6216 番の 2 については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。 <議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について>

議 長	議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、
	所有権移転の番号 6203 番の 1 件、利用権設定の地域計画内並びに地位計画外の番
	号 6219 番から 6223 番の 5 件を上程します。事務局の説明を求めます。
吉川区	それでは、まず農地の売買、所有権移転であります。3 頁、6203 番の 1 件をご覧く
駐在室	ださい。
	農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行う「農
	用地利用集積等促進計画（一括契約）」の売買であります。
	「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から
	農業委員会に対して意見照会があったものです。
	こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3
	号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。
	次に利用権設定の「地域計画内」であります、議案書の 4 頁 6219 番から 6222 番
	の 4 件をご覧ください。
	議案書の対象農地につきましては、5 頁「対象農用地等リスト」に記載のとおり
	です。
	こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づ
	き、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。
	本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2
	号
	及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。
	「地域計画外」であります、6 頁、6223 番の 1 件をご覧ください。
	議案書の対象農地につきましては、7 頁の対象農用地等リスト」に記載のとおり
	です。
	こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農
	振白地の農地であります、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実
	現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づ
	き、
	市から農業委員会に対して意見照会があったものです。
	こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3
	号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま
	す。
	（「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《三和区駐在室の議案》 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8646 番の 1 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案書は 1 頁、番号 8646 番の 1 件をご覧ください。 この案件は、土地所有者の労力不足により、新たな耕作者と契約するものです。 関連案件は、備考欄に記載したとおりです。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8634 番から番号 8636 番の 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8634 番から番号 8636 番の 3 件を説明します。 議案書は 2 頁をご覧ください。 番号 8634 番は、労力不足に伴い、新たな耕作者と契約するものです。 番号 8635 番及び番号 8636 番の 2 件は、経営基盤強化促進法の期間満了に伴い、農地法第 3 条による契約更新です。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 なお、現地確認につきましては、積雪があることから航空写真などにより現況を確認しました。以上です。

議 長	確認された委員の説明を求めます。
三和区 駐在室	本日、確認した委員は欠席していますが、問題ないとの報告を受けていますので報告いたします。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転、番号 8611 番及び番号 8612 番の 2 件、利用権設定、番号 8621 番から番号 8624 番までの 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」説明します。 最初に所有権移転です。議案書は 3 頁、番号 8611 番及び番号 8612 番の 2 件をご覧ください。 これら案件は、農地中間管理機構を介した売買です。譲渡人が労力不足を理由に譲受人に対象農地を売却するものです。 次に利用権設定です。議案書は 4 頁、番号 8621 番から番号 8624 番までの 4 件をご覧ください。 これらの案件は契約期間満了による契約の更新です。対象農地につきましては、15 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
議 長	【 7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
議 長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 ご審議、ご苦勞様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【 8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 （田鹿職務代理あいさつ）
柿崎区 駐在室長	【 9. 閉会】 以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。
	午後 3 時 1 5 分終了